

○静岡大学教職センター規則

(平成 27 年 3 月 18 日規則第 31 号)

改正 令和 3 年 12 月 22 日規則第 35 号 令和 4 年 3 月 31 日規則第 67 号
令和 4 年 7 月 20 日規則第 12 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、国立大学法人静岡大学学則第 13 条の規定に基づき、静岡大学教職センター（以下「センター」という。）に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第 2 条 センターは、本学における教員養成等カリキュラムの管理・運営体制の整備を行い、組織的指導体制を確立することを目的とする。

(業務)

第 3 条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 全学教育科目の教職等資格科目の開発及び研究に関すること。
- (2) 教職支援・教職相談に関すること。
- (3) 教職課程認定申請に関すること。
- (4) 教育実習の企画に関すること。
- (5) 教職課程に係る自己点検・評価に関すること。
- (6) その他センターの目的を達成するために必要な事項

(重要事項の審議)

第 4 条 センターの管理及び運営に関する重要事項の審議は、静岡大学全学教育基盤機構会議（以下「機構会議」という。）が行う。

(運営委員会)

第 5 条 センターの運営に関する具体的事項を審議するため、静岡大学教職センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(職員)

第 6 条 センターに、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
- (2) センターを主担当とする教員
- (3) その他の職員

(センター長)

第 7 条 センター長は、センターの業務を統括する。

2 センター長は、本学の教授のうちから、役員会の議を経て、学長が任命する。

3 センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の後任のセンター長の任期は、前任者の残任期間とする。

4 センター長に事故あるときは、あらかじめセンター長が指名する者がその職務を代行する。

(センターを主担当とする教員)

第8条 センターを主担当とする教員は、センターの業務を処理する。

2 センターを主担当とする教員の選考に関し必要な事項は、機構会議が別に定める。

(事務)

第9条 センターに関する事務は、学務部教務課において処理する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(令和3年12月22日規則第35号)

1 この規則は、令和3年12月22日から施行する。

2 この規則の施行の際現にセンター長である者については、この規則による改正後の静岡大学教職センター規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(令和4年3月31日規則第67号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和4年7月20日規則第12号)

この規則は、令和4年7月20日から施行する。